

社会福祉法人椎の木福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椎の木福祉会（以下「当法人」という）定款第6条3、第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、下表の通り報酬等を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合

1日につき	10,000円
-------	---------

(2) 監事が監査を実施した場合

1日につき	10,000円
-------	---------

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合

1日につき	10,000円
-------	---------

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。